

■河川管理施設長寿命化計画作成業務委託(ゴム堰)

・標準歩掛

区分		種別	単位	直接人件費							備考
				主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
打合せ協議	初回協議	業務				0.50	0.50	0.50			
	中間協議					0.50	0.50	0.50			1回当たり
	成果納入時					0.50	0.50	0.50			
土木・建築施設	目視調査	施設				2.00	4.00	4.00	4.00		
	劣化及び健全度評価	施設				1.00	2.00	2.00	2.00		
機械・電気設備	定期点検記録結果収集整理	施設					1.00	1.00	2.00		
	現地踏査	施設				0.50	0.50	0.50			
	劣化及び健全度評価	施設				1.00	2.00	2.00			
対策シナリオの検討		施設			1.00	2.00	8.00	8.00	8.00		
長寿命化計画の作成		施設			1.00	2.00	8.00	8.00	8.00		
報告書作成		施設			0.50	1.00	2.00	2.00	3.00		

仕様書

1 目的

この委託歩掛は、香川県が管理するゴム堰において、施設毎に診断調査を実施し、長寿命化計画を作成することを目的とする。

長寿命化計画の作成にあたっては、下記マニュアル等を準拠すること。

準拠するマニュアル等（以下、「マニュアル等」という。）

- ・河道及び河川管理施設の長寿命化計画策定の手引き（平成30年3月）
- ・河川用ゲート・河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）（平成27年3月）
- ・堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（令和5年3月）
- ・コンクリート標準示方書【維持管理編】（令和5年3月）
- ・ゲート点検・整備標準要領（案）（平成28年3月）
- ・その他、国土交通省等により発出された各基準やマニュアル

2 対象

下表の香川県が管理するゴム堰の規模相当を対象とする。

	河川	施設名	径間数	径間長
1	鴨部川	鴨部川自動堰	2	30×2
2	新川	新川潮止堰	2	39.4×1 37.46×1
3	春日川	春日川防潮堰	2	48.67×2
4	本津川	本津川防潮堰	2	26.4×2
5	綾川	新開潮止堰	2	32.85×2
6	綾川	弘法寺堰	2	22.9×2

3 長寿命化計画の作成業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、初回、中間4回を標準、成果品納入時とし、初回及び成果品納入時は管理技術者が出席するものとする。

(2) 診断調査

①土木・建築施設

土木・建築施設に対して、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」等の技術指針類に従い、必要な項目について点検を実施し、健全度評価の基礎資料の作成を行う。

ア目視調査

施設全般（常時水没する範囲を除く）の目視調査を行う。

○調査内容

- ・外観変状調査、打音調査（変状スケッチ、写真撮影）
- ・ひび割れ幅・延長測定（クラックスケール測定、定点幅測定、延長測定）

イ劣化予測及び健全度評価

アの調査結果に基づき、劣化予測及び健全度評価を行う。

※健全度評価に用いる施設状態評価表については、別紙「施設評価状態評価表」を参考にすること。

②機械・電気設備

機械・電気設備については、別途実施している年点検・月点検の結果を基に健全度評価を行う。

ア定期点検記録結果収集整理

定期点検記録結果を収集整理する。異常が報告されている箇所については、点検業者に確認または現地踏査を行う。

イ現地踏査

機械・電気設備について、調査可能な範囲（仮設や試運転不要）で現地踏査を行う。

ウ劣化予測及び健全度評価

ア、イの調査結果に基づき、劣化予測及び健全度評価を行う。

(3) 対策シナリオの検討

施設の健全度評価により、設備機能に致命的な影響のある機器・部品を抽出し、劣化状況、現地状況に適合する対策工法を抽出し、対策シナリオの検討を行う。

なお、対策シナリオの検討に先立ち、各部位毎に管理水準（損傷段階）を設定し、対象施設毎に機能を発揮出来るように維持する水準の設定を行う。

対策工法については、新技術の適用についても検討し、施設の延命化やコスト縮減を図ること。

(4) 長寿命化計画の作成

長寿命化計画は、点検結果による診断を踏まえた機器の健全度、設備区分のレベル、社会への影響度、設置条件、機能の適合性及び経済性等を総合的に評価し、設備の信頼性の確保と保全コストの縮減を図るために技術的、経済的な両面から検討を行い作成する。長寿命化計画を作成することによる、ライフサイクルコスト縮減の効果も検討することとする。

長寿命化計画に定めるべき事項は、以下のとおりとする。

1) 計画的な保全に関する基本的事項

計画的な保全に関する基本方針、日常的な維持管理、点検、整備等についての基本的な事項について記載する。

2) 長期保全計画（ライフサイクル計画）

河川管理施設のライフサイクルタイム約 50 年程度を考慮した機器・部品等の更新計画（塗装、分解整備、部分的な取替・更新、設備更新）や長期的な点検計画等を作成する。

3) 年度毎の実施計画

本県では、年度毎に実施する点検については「河川管理施設維持管理計画（案）」を作成し定期点検を実施しているため、点検の計画はこれを参考とし、本業務では年度毎に実施する整備の計画を作成して、点検・整備の年度毎の実施計画としてとりまとめる。

(5) 報告書作成

以上の業務の結果を成果品としてわかりやすく取りまとめる。成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------|
| ・報告書（書面） | 2 部 |
| ・報告書（電子データ） | 2 部（CD-R 正副） |

※なお、本業務の実施手順及び整理方法は、本説明書による他、「設計業務委託共通仕様書」「測量作業共通仕様書」並びに国土交通省訓令や通達に基づく最新の各仕様書や指針等に準拠すること。

4 その他

長寿命化計画の作成業務にあたっては、下記項目を遵守するものとする。

(1) 貸与資料

長寿命化計画の作成にあたって、必要があれば、以下の資料を貸与する。

- ①河川管理施設（水門・排水機場）の長寿命化計画
- ②河川管理施設長寿命化計画作成業務委託
- ③保守点検業務委託
- ④その他、本業務において必要とする資料等

(2) 調査職員から業務の途中で資料提出を求められた場合、受託者の責任において速やかに資料を提出しなければならない。

(3) この業務によって知り得た成果および資料は全て委託者の所有に帰するものであり、受託者は他に漏洩してはならない。

(4) 本業務を遂行するにあたり、内容の疎漏が発見された場合、受託者の責任によって修正するものとする。この場合にかかる費用は、全額受託者の負担とする。